

一般社団法人 全国児童発達支援協議会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 全国児童発達支援協議会(略称「発支協」)と称する。

2. 英語名をThe Council of Developmental Support center , Japan(通称 CDS Japan)とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡県小郡市大板井字井尻1143番地の1に置く。

(目的)

第3条 当法人は、成長・発達が気になる子どもとその家族への様々な発達支援活動を行うとともに、その質的向上・発展と社員相互の連携・交流を図りながら、福祉の維持・向上に貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)乳幼児期・学齢期の成長・発達上の諸課題への支援に関する調査及び研究事業
- (2)施設・事業所の運営に関する調査・研究事業
- (3)社員相互の連携・交流及び広報事業
- (4)前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- (5)その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(社員資格)

第5条 児童発達支援センターおよび児童発達支援事業、もしくは保育所等訪問支援事業、放課後等デイサービス事業、障害児相談支援事業、診療所等において児童期の発達支援にかかわり、かつ当法人の目的に賛同する者。

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1)正会員とは、児童期の発達支援にかかわる事業所の者で、当法人の目的に賛同し入会した者
- (2)個人会員とは、当法人が行う各研修会等に参加するために入会した者。
- (3)賛助会員とは、当法人の事業を援助するために入会した者

(入会)

第7条 当法人に社員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会手続きにより申し込み理事会の承認をもって当法人の社員となる。

(経費等の負担)

第8条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 社員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第11条 社員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき
- (3) 会費の納入が1年以上されなかったとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 事業所が閉鎖したとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 社員がその資格を喪失した時は、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第13条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第15条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第16条 当法人の定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2. 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき、1個を有する。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において出席した正会員の中から議長を選出する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長および出席した副会長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- (3) 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
- (4) 理事のうち、1名以上3名以内を副会長とし、1名を事務局長とする。

(選任)

第23条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、事務局長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
3. 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第24条 会長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐する。
3. 事務局長は、当法人の事務を総括的に執行する。
4. 会長、副会長及び事務局長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。
4. 補欠として又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は他の在任役員の任期の満了するときまでとする。

(解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)当法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長、副会長、事務局長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、副会長が理事会を招集する。
3. 理事会の招集通知は、会日の3日前までに各理事に対して発する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、理事の半数以上が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 会長および出席した副会長と監事のうち、それぞれ1名は、前項の議事録に署名又は記名押印をする。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
2. 事業報告については、会長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
 3. 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。
 4. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告

(剰余金の分配の禁止)

第38条 当法人は、剰余金を分配することができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 本定款の変更は、社員総会において総正会員の議決権の半数以上を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の3分の2以上の多数をもってこれを行う。

(解散)

第40条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたとき
- (3) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る)
- (4) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、共益的事業を中心に行う法人に贈与するものとする。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年9月末日までとする。

(設立時役員)

第43条 設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	加藤正仁
設立時理事	宮田広善
設立時理事	後藤 進
設立時理事	米川 晃
設立時代表理事	加藤正仁
設立時監事	内山 勉
設立時監事	加藤 淳

(設立時社員)

第44条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

※個人住所部分非公開

設立時社員 加藤正仁

※個人住所部分非公開

設立時社員 岸 良至

(法令の遵拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人および一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。